

分ス協少第164号

令和4年3月25日

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人大分県スポーツ協会

大分県スポーツ少年団

本部長 牧 和 志

(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスポーツ少年団の活動について（第十八報）

標記のことについては、令和4年2月17日付け分ス協少第155号にて通知しているところですが、令和4年3月24日付けで、県教育委員会から部活動に係る通知が別添1（写）のとおり発出され、県内の他校との交流が認められたことに伴い、県教育庁体育保健課長から別添2（写）のとおり通知がありました。

この通知を踏まえ、今後のスポーツ少年団の活動について、県内の他団（チーム）との交流を認めることいたしました。

なお、県外のチームとの交流及び合宿等の泊を伴う活動の制限は、当分の間、継続いたします。

また、依然として学校部活動やスポーツ大会等での感染事例が絶えないことを踏まえ、貴市町村登録単位団に対し、別添3の「感染拡大や大規模検査につながった具体的な事例について（令和4年2月17日更新）」を参照の上、特に下記の事項について周知徹底していただきますよう御指導をお願いいたします。

#### 記

1 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「不織布マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。

##### — 身体活動以外の場面（例） —

（1）更衣中 （2）休憩中 （3）食事中 （4）帰宅中 （5）準備や片付けの場面

（食事は対面を避け、不必要的会話は行わないこと。また、それ以外は、不織布マスクを着用すること。）

（6）控えベンチ内や補助員として活動する場面 （7）ミーティング等や生徒が集合する場面

2 活動後は速やかに帰宅すること。また、部室等での複数名での飲食はしないこと。

3 大会参加については、各団体の感染症ガイドライン、及び注意事項を遵守するとともに、陽性者等が出た場合は大会主催者へ速やかに報告すること。

■ 本件に関する問合わせ先

公益財団法人大分県スポーツ協会

担当者：仲 摩

連絡先：097-504-0888